

みずほ後見制度支援預金

2019年10月1日現在

1. 商品名	後見制度支援預金
2. 対象預金(預金の種類)	みずほ貯蓄預金(大口預金口座) ※生活資金等の定期的な送金を行う場合は、大口預金口座と別に被後見人名義のみずほ普通預金口座が必要です。
3. ご利用いただける方	家庭裁判所が指示書を交付した方 ※非居住者の方はご利用いただけません。
4. 期間	定めはありません。
5. お預入方法 (1)お預入方法 (2)お預入金額 (3)お預入単位 (4)お預入口座	随時お預け入れいただけます。 1円以上(初回預入時のみ500万円以上) 1円単位 通帳口
6. 払戻方法	・みずほ貯蓄預金の口座を開設いただいた店舗のみで払い戻しできます。 ・家庭裁判所発行の指示書に基づく払戻のみ取り扱います。
7. 利息 (1)適用利率 (2)利払い方法 (3)計算方法	みずほ貯蓄預金に準じます。 詳しくは、みずほ貯蓄預金の商品概要説明書をご参照ください。
8. 税金	
9. 手数料	・取扱手数料(初回お申込時のみ):5,500円(税込) ・後見人の方が管理する生活資金等の口座への定期的な送金の取扱にあたっては、残高不足等により振り替えが実施されない場合でも、110円(税込)のスイングサービス手数料をいただきます(毎月もしくは隔月)。 なお、スイングサービス手数料は振替開始月の翌月第1営業日を第1回目として、以後振替月の翌月第1営業日に普通預金口座から引き落とします。
10. 付加できる特約事項	・家庭裁判所発行の指示書の指示内容に基づく取扱のみとなります。 ・家庭裁判所からの指示書に基づき、日常生活に必要となる資金を定期的に送金する取扱も可能です(5,000円以上1,000円単位。毎月もしくは隔月)。
11. 期日前解約時の取扱	———
12. 金利情報の入手方法	みずほ貯蓄預金の金利を適用します。 店舗または、みずほ銀行ウェブサイトにてご確認ください。
13. 重要事項等	・この預金はみずほ銀行が元本保証していますが、みずほ銀行の業務または財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生じる場合があります。 ・この預金は預金保険の対象として、同保険の範囲内で保護されます。 詳しくは、みずほ銀行ウェブサイトまたは店舗に掲示のポスター等をご覧ください。

14. その他参考となる事項	・被後見人の資産を大口預金口座としてみずほ銀行の貯蓄預金を作成します（記載のない各種取扱については、みずほ貯蓄預金に準じます）。 ・お申込日より、1週間以内に初回お預入金額(500万円以上)をご入金いただけない場合、本申込を無効とさせていただく場合がございます（その場合、定期定額送金や指示書による取扱等、みずほ後見制度支援預金としてのお取扱はできませんのでご注意ください）。 ・以下のサービスはご利用いただけません。 【ご利用いただけないサービス】 ・給料・年金・配当金・保護預り公社債元利金などの自動受取、投資信託の分配金・償還金の自動受取、公共料金・クレジット利用代金などの口座振替 ・みずほダイレクト ・キャッシュカードの発行 ・マル優の取扱
15. みずほ銀行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772